

木津町区自 2020-3

令和 2 年 5 月 16 日

総会構成員 各位

木津町区地域長 駒井 幸夫



令和 2 年度木津町区総会について

季節は早くも五月を迎え新緑や若葉が輝く季節となってきましたが、新型コロナウイルスは当面治まる気配もなく木津町区総会開催においても支障をきたしております。

木津町区総会は、事前に構成員の皆様へ審議に係る資料をお渡しして総会にて審議と賛同を得る手順となっておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策の影響で総会が開催できない状況です。

また、「木津町区規約」においては、自然災害に等しいこのような事態を想定した規約となっていないため、議事を開き審議して頂くことができません。

これらを解決するために事後承認を執る形となりますが「木津町区規約」に自然災害等により総会開催ができなくなった時の総会開催と成立の条件、本区事業の運営ができなくなった時の年間区費用の納付金額について追記しました。

規約改定を基に、令和 2 年度総会は総会資料を総会構成員全員に配付することで総会の開催と成立、また書面審査にて審議されたこととさせていただきます。

今回配付した総会資料の中で審査対象となるのは・「木津町区規約改定（案）」・「令和元年度事業報告」・「令和元年度決算報告」・「令和 2 年度事業計画（案）」・「令和 2 年度会計予算（案）」です。

事業計画（案）、会計予算（案）は新型コロナウイルスの影響がいつまで続くかわかりませんが、例年通りの事業活動ができるという前提で作成した事業計画（案）と、それに伴う会計予算（案）であることをご理解願います。

なお、今も新型コロナウイルスの影響が見通せない状況ですので、その時の状況に応じた柔軟な対応と活動をしてまいります。

5月24日（日）を総会開催日と設定していただきましたので審査対象事項に対する皆様からのご意見や質問についてはこの日を以て締め切らせていただきます。

ご意見や質問は自治会名とお名前を記してメール（kizumatiku2020@gmail.com）、電話（090-5663-0990）、意見書（駒井地域長宅ポスティング）でお願い致します。

※ 頂いた意見の中で“反対”又は“NG”が全構成員の半数以下の場合、審議事項は賛同されたものとさせていただきます。